

地域農業の担い手



認定農業者



認定農業者になるメリット

- 地域の将来を描く「地域計画」の中心経営体となり、意欲ある農業経営者として地域からの信頼が得られます。
- 認定農業者でなければ受けられない支援制度が受けられます。

認定農業者になりますか？

認定農業者とは…

農業経営基盤強化促進法に基づき、全国の各市町村が地域の現状に応じて効率的・安定的な農業経営の目標などを示した「基本構想」を作成しています。これらの基本構想の目標を踏まえ、今後5年間の「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された経営体（個人または法人）が認定農業者です。



どんな人がなれるの？

【性別】

男性、女性問いません。

【年齢】

年齢制限は設けていません。



【専業・兼業の別】

問いません。（新規に就農される方は、年齢などの条件を満たしていれば「認定農業者」の代わりに「認定新規就農者」になることができます。）

【所得・経営規模】

基本構想の目標所得を目指すこととし、経営規模は問いません。

【営農類型】

米、麦、大豆などの土地利用型営農のほか、農地を持たない畜産経営や野菜などの施設園芸も認定の対象となります。

【法人経営】

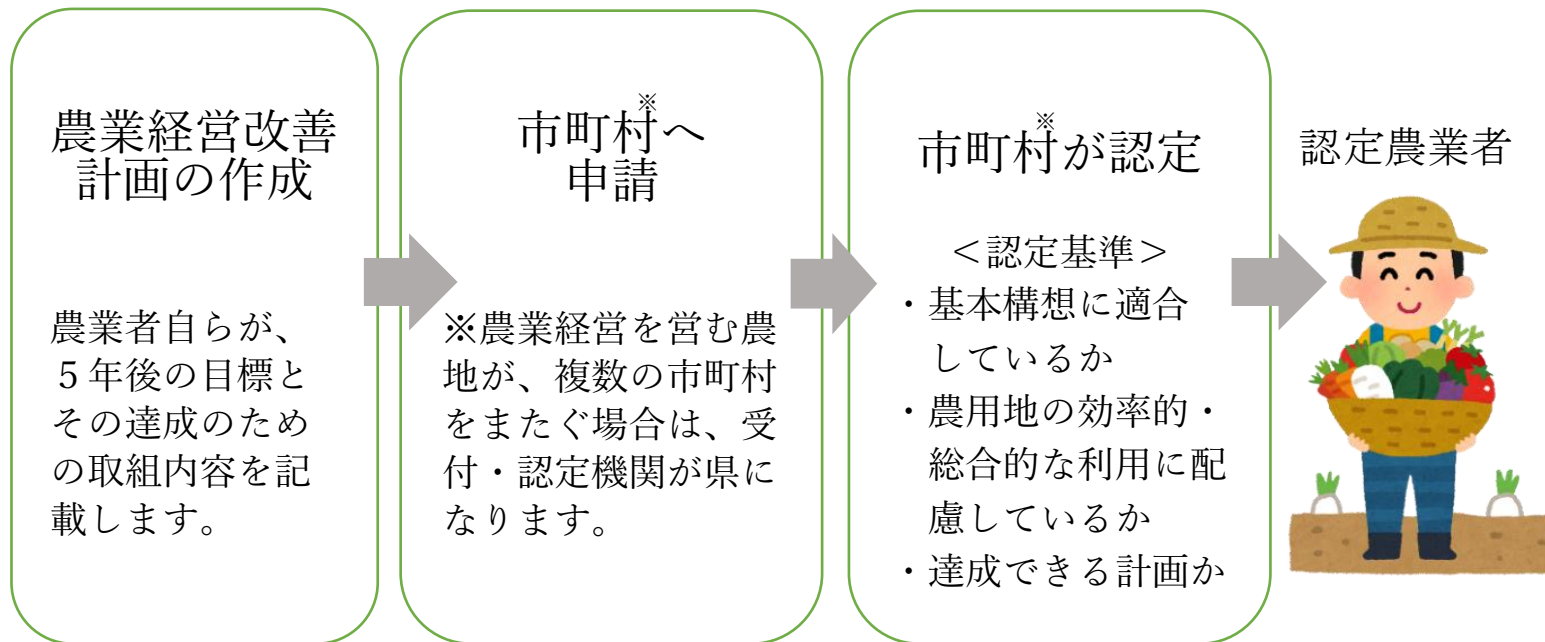
農業経営を営む法人であれば農地所有適格法人でなくとも認定の対象となります。

夫婦や親子でなれるの？

家族経営協定を結び、経営主のご家族が共同経営者となっていれば、複数の者による農業経営改善計画の認定の共同申請が認められ、夫婦や親子で認定農業者になることができます。すでに単独名義で認定を受けている農業経営改善計画書に経営主の配偶者や後継者などを共同経営者として追加するときは、新たに農業経営改善計画を出し直す必要はありません。申請者氏名を追加記載するよう、市町村に計画の変更申請を行ってください。

認定について

認定を受けるためには、農業経営改善計画を作成して申請し、認定を受ける必要があります。認定期間は5年間で、再認定も可能です。



認定基準

里庄町の基本構想に掲げる認定基準は、次のとおりです。

- ・農業経営改善計画において、目標である5年後に、1経営体の農業所得目標が概ね400万円以上で年間労働時間目標が1,800時間程度であること。
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ・農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。

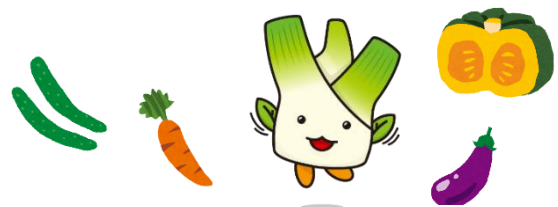
認定は書面での判断となりますが、制度をより有益なものとし、計画実現性を検証するため、新規での認定の場合は、申請前に、町と農業普及指導センターによる面談（計画書の事前確認）などを行うこととしています。

地域計画と認定農業者

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、「人・農地プラン」は「地域計画」に名称を変えて同法に位置付けられました。

「地域計画」では、10年後（里庄町では令和12年まで）に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成し、地域農業の担い手ごとに農地を集積（集める）・集約化（近くにまとめる）し、位置付けます。

現在、里庄町では、認定農業者を中心に目標地図への位置付けを行っており、新規に認定農業者になる方につきましても、積極的な目標地図への位置付けをお願いします。



認定農業者が受けられる主な支援措置

認定農業者には、国による経営改善のための支援措置が数多く準備されています。

経営所得安定対策

●畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分に相当する交付金を直接交付します。

●米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米、麦、大豆などの当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と対策加入者の積立金で補てんします。

融資

●スーパーL資金

●農業近代化資金

農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい場合に、制度資金が利用できます。さらに、目標地図に位置付けられた認定農業者の場合は、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

●農林漁業経営資本強化資金

（資本性ローン）

日本政策金融公庫から、農業経営安定資金または施設資金について、期限一括償還（5年1か月以上20年以内）で貸付けを受けられます。



農地転用手続きのワンストップ化

農業経営改善計画の認定の際に、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を併せて受けることができます。

また、認定を受けた農業経営改善計画に基づいて農業用施設を整備する場合は、農地転用の許可があったものとみなされます。（農業振興地域農用地区域内の農地である場合は、別途手続きが必要です。）

農業経営基盤強化準備金制度

目標地図に位置付けられた認定農業者が、農業経営改善計画に従って、経営所得安定対策などの交付金を準備金として積み立てた場合は、その積立額を必要経費に算入できます。

また、その積立金を活用して農地や機械などを取得した場合には、圧縮記帳ができます。

農業者年金の保険料支援

青色申告を行う認定農業者は、保険料の助成措置を受けることができます。



詳しくは、里庄町農林建設課（TEL 6 4 - 7 2 1 5）にお問い合わせください。